

医師の診断により弱視などの治療用メガネを購入した場合

- ① まず保険者（加入している健康保険。国保、協会、共済組合など）に申請します。国保であれば国民健康保険係へ、社保であれば事業主へ申請します。

保険者から支給される分	未就学児童	8割
	9歳未満の小学生	7割

※領収書が必要になるので紛失しないようにしてください。領収書のコピーをとっておいてください。

※申請後、保険者から『療養費支給決定通知書』が送られてきます。

- ② 佐伯市でさいきっ子医療費分の償還（払い戻し）の申請手続きをします。
（申請窓口：こども福祉課または各振興局市民サービス係）

申請に必要なもの

- 領収書（コピー可）
- 弱視治療用眼鏡等の医師の作成指示書
- 療養費支給決定通知書
- 振込先の通帳（保護者名義）
- 健康保険証（児童）
- さいきっ子医療費受給資格者証

※ひとり親家庭等医療費受給資格者の場合は、その証書と印鑑もお持ちください。



弱視治療用メガネについては、保険適用分の助成となります。
（※助成できるメガネ購入額には限度額があります。）